

運転免許窓口業務仕様書

島根県警察本部

(運転免許課)

運転免許窓口業務仕様書

- 1 委託業務の名称
運転免許窓口業務
- 2 委託業務の履行場所等

(1) 履行場所

運転免許窓口業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、委託業務に従事する職員（以下「委託職員」という。）を次に掲げる場所に配置し、委託業務を行うこと。

| 履 行 場 所 | | |
|---------------|--------|-----------------|
| 島根県運転免許センター | 大田警察署 | 本署 |
| 島根県西部運転免許センター | | 温泉津広域交番 |
| 松江警察署 | 川本警察署 | |
| 安来警察署 | 江津警察署 | |
| 雲南警察署 | 本署 | 益田警察署 |
| | 三成広域交番 | 津和野警察署 |
| | 掛合広域交番 | 隠岐の島警察署 |
| 出雲警察署 | 本署 | 浦郷警察署 |
| | 平田広域交番 | 知夫村役場 |
| | 大社広域交番 | 隠岐開発総合センター（海士町） |

県下20か所

(2) 業務種別

委託する業務は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条第1項に規定する免許関係事務のうち、次のとおりとする。

- ア 免許申請、更新申請等の案内に係る事務
- イ 免許申請の受理及び免許証等の交付、記載に係る事務
- ウ 免許証記載事項変更届の受理に係る事務
- エ 免許証等再交付申請書の受理に係る事務
- オ 免許証更新申請書の受理に係る事務
- カ 免許の取消し申請の受理に係る事務
- キ 運転経歴証明書等交付・再交付申請・記載事項変更の受理に係る事務
- ク 免許証・運転経歴証明書等の返納の受付に係る事務
- ケ 免許証等の保有形態の変更の受理に係る事務
- コ 国外運転免許証の受理及び交付に係る事務
- サ 国家公安委員会への報告のための免許関係情報の電子計算組織への入力に係る事務

※ 委託業務の履行場所ごとの業務種別は、別表1のとおりとする。

3 委託期間等

(1) 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(2) 委託業務の履行日、時間

委託業務の履行時間は、別表2のとおりとする。なお、機器の更新、システムの変更等に伴い、必要がある場合には、履行日又は履行時間の変更をすることができるものとする。

4 日曜日を開庁日とする場合（以下「日曜窓口」という。）における委託業務の種別

別表3のとおり

5 委託業務の内容及び処理方法

別紙1「運転免許窓口業務処理要領」のとおり

6 委託業務実施上の留意事項

(1) 島根県警察本部長及び島根県公安委員長（以下「委託者」という。）の指揮監督

委託業務に係る指揮監督は、島根県運転免許センター及び島根県西部運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）においては運転免許課長、各警察署においては警察署長が行うものとし、受託者は、委託業務の処理について各指揮監督者の指示に従うこと。

(2) 相互協力

委託業務の処理に関し、その適正かつ円滑な実施を図るため、警察職員と委託職員は、相互に協力するものとする。

7 業務実施体制

業務の遂行にあたっては、効率的かつ効果的な運営体制により、正確で迅速な業務処理を行うこと。また、繁忙期・繁忙時間帯においては、業務が滞ることがないように適切な人員配置を行い、委託者の承諾を得ること。

(1) 管理責任者

受託者は委託業務が適切に遂行されるよう、委託者との連絡調整、指揮監督者からの指示事項の管理、委託職員の勤務管理および個別指導・監督にあたる管理責任者を1名置くこと。

(2) 委託職員

受託者は委託業務の実施に必要な職員を委託業務履行場所に配置し、上記3(2)の業務履行時間中、適切に委託業務を実施させること。

8 委託業務に必要な施設等

(1) 委託業務は、運転免許課、警察署、広域交番の施設、設備等を使用して行うものとする。

(2) 事務器具、更衣室、更衣ロッカー等委託業務の実施のために必要なものは、委託者が提供する。

9 個人情報の保護

(1) 委託業務における個人情報については、別紙2「個人情報取扱特記事項」を厳守すること。

(2) 受託者は、個人情報を適切に管理するため規程を整備し、規程内容及び委託職員への周知状況を島根県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に報告しなければならない。

10 管理責任者承認申請書等の提出

(1) 受託者は、受託後速やかに別紙3「管理責任者承認申請書」により管理責任者及び別紙4「従事職員承認申請書」により委託業務に従事する職員を、それぞれ公安委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(2) 受託者は、委託職員が休暇等の理由により代替職員の派遣が必要となった場合、事前に従事職員承認申請書を公安委員会に提出し、承認を受けなければならない。

11 委託職員の服務要領

(1) 受託者は、委託職員に身分証明書を交付し携帯させ、名札等を着用し、受託者の職員であることを明確にしなければならない。

(2) 委託職員の服装は、警察業務にふさわしい服装とする。

12 委託職員の不在時等の取扱い

(1) 平田広域交番及び浦郷警察署

委託業務履行場所のうち、平田広域交番及び浦郷警察署については、委託職員の業務を要さない日を年間20日間とする。

(2) 上記以外の警察署、広域交番及び運転免許センター

委託職員の休暇等による不在により、業務に支障を及ぼす場合は、受託者の代替職員を派遣して業務を履行すること。

13 受託業務の確実な履行

受託者は、業務委託開始日から業務に着手し、委託業務を同日から確実に受託業務を履行しなければならない。

14 暴力団排除措置について

受託者は、島根県暴力団排除条例（島根県条例第49号）、島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年6月30日島根県告示第454号）の内容及び趣旨を十分理解し、業務を行うものとする。

運転免許窓口業務の種別

| | 業務履行場所 | 運転免許窓口業務の業務種別 | | | | | | | | | 備考 |
|----|---------------|---------------|--------------------|------------|-------------|------------|--------------------------------|--------------|--------------------|---------------|----|
| | | 免許申請 受理等 | 免許証等 記載事項 変更 | 保有形態 変更 | 免許証等 再交付 | 免許証等 更新 | 免許取消申 請受理・ 経歴証明書 等交付等 | 免許証等 返納受付 | 国外運転 免許証 受理等 | 電算登録 (入出力) | |
| 1 | 島根県運転免許センター | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 2 | 島根県西部運転免許センター | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 3 | 松江警察署 | △ | ○ | ○ | △ | △ | ○ | ○ | △ | ▲ | |
| 4 | 安来警察署 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | |
| 5 | 雲南警察署 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | |
| 6 | 雲南警察署 三成広域交番 | △ | △ | △ | △ | ○(※) | △ | △ | △ | △ | |
| 7 | 雲南警察署 掛合広域交番 | △ | △ | △ | △ | ○(※) | △ | △ | △ | △ | |
| 8 | 出雲警察署 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | |
| 9 | 出雲警察署 平田広域交番 | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | △ | |
| 10 | 出雲警察署 大社広域交番 | △ | △ | △ | △ | ○(※) | △ | △ | △ | △ | |
| 11 | 大田警察署 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | |
| 12 | 大田警察署 温泉津広域交番 | △ | △ | △ | △ | ○(※) | △ | △ | △ | △ | |
| 13 | 川本警察署 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | |
| 14 | 江津警察署 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | |
| 15 | 益田警察署 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | |
| 16 | 津和野警察署 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | |
| 17 | 隠岐の島警察署 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | |
| 18 | 浦郷警察署 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 19 | 知夫村役場 | △ | △ | △ | △ | ○(※) | △ | △ | △ | △ | |
| 20 | 隠岐開発総合センター | △ | △ | △ | △ | ○(※) | △ | △ | △ | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | |

※ 更新同時処理を含む。

▲ 保有形態変更・記載事項変更・申請による取消し・運転経歴証明書等の登録のみ

△ 更新・再交付・保有形態変更・記載事項変更・申請による取消し・運転経歴証明書等の登録のみ

注1 委託業務への支障が生じないように休暇等を取得すること。

運転免許窓口業務の履行日、履行時間

| | 業務履行場所 | 業務履行日 | 業務履行時間 | 備考 |
|----|---------------|---|--|----|
| 1 | 島根県運転免許センター | 土曜日を除く毎日。 ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日（休日が日曜日に当たるときはその翌日）及び年末・年始の閉庁日を除く。 | 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分 ただし、日曜日は午前 8 時 00 分～午後 4 時 30 分 | |
| 2 | 島根県西部運転免許センター | | | |
| 3 | 松江警察署 | | | |
| 4 | 安来警察署 | 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末・年始の閉庁日を除く。 | | |
| 5 | 雲南警察署 | | | |
| 6 | 雲南警察署三成広域交番 | 毎週火曜日。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末・年始の閉庁日に当たる場合を除く。 | | |
| 7 | 雲南警察署掛合広域交番 | 毎週木曜日。ただし、木曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末・年始の閉庁日に当たる場合を除く。 | | |
| 8 | 出雲警察署 | 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末・年始の閉庁日を除く。 | | |
| 9 | 出雲警察署平田広域交番 | | | |
| 10 | 出雲警察署大社広域交番 | 毎週水曜日。ただし、水曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末・年始の閉庁日に当たる場合を除く。 | | |
| 11 | 大田警察署 | 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末・年始の閉庁日を除く。 | 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分 | |
| 12 | 大田警察署温泉津広域交番 | 毎週木曜日。ただし、木曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末・年始の閉庁日に当たる場合を除く。 | | |
| 13 | 川本警察署 | 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末・年始の閉庁日を除く。 | | |
| 14 | 江津警察署 | 水曜日、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末・年始の閉庁日を除く。 | | |
| 15 | 益田警察署 | | | |
| 16 | 津和野警察署 | 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末・年始の閉庁日を除く。 | | |
| 17 | 隠岐の島警察署 | | | |
| 18 | 浦郷警察署 | 火曜日、水曜日、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末・年始の閉庁日を除く。 | | |
| 19 | 知夫村役場 | 第 3 火曜日。国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合は別途指示した日。 | | |
| 20 | 隠岐開発総合センター | 第 3 水曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合は別途指示した日。 | | |

別表3 (4 関係)

日曜窓口における委託業務の種別

| | 業務種別 業務履行場所 | 免許申請 受理等 | 免許証等 記載事項 変更 | 保有形態 変更 | 免許証等 再交付 | 免許証 等更新 | 免許取消 申請受理 ・ 経歴証明 書等交付 等 | 免許証 等返納 受付 | 国外 運転 免許証 受理等 | 電算 入力 (登録) | 備 考 |
|---|----------------|-------------|--------------------|------------|-------------|------------|--|------------------|------------------------|------------------|-----|
| 1 | 島根県運転免許センター | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| 2 | 島根県西部運転免許センター | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | |

運転免許窓口業務処理要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（以下「法」という。）第108条第1項に基づく運転免許窓口業務の委託に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 事務処理の基本

運転免許窓口業務の委託については、本要領の定めるところにより、適正、公正かつ迅速に処理するものとする。

第3 運転免許課における事務処理

1 受付業務

| 委託業務の種別 | 事務の内容 | 根拠規定等 |
|--------------------------|--|--------------------------------------|
| 免許申請の受理及び免許証等の交付、記載に係る事務 | (免許課受付分) ・受付、申請書配布記載案内（事前案内等を含む）、申請書受理（教習所卒業者の免許申請・限定解除申請、原付・小型特殊の免許申請、教習所入所者の仮免許学科試験）、適性試験の補助 ・申請書照合、登録、写真撮影、免許証作成、特定免許情報の記録、免許証交付 ・不合格者受験票等返戻（学科試験）、関係書面編綴 (警察署受付分) ・申請書受領点検、登録、免許証作成、警察署へ免許証送付、関係書面編綴 (その他) ・受験案内（電話案内も含む）、仮免許練習案内、講習案内 ・教習所仮免許申請書等点検編綴 | 法89、92-1、92-2 93-2、95の2 則17、19 |
| 免許証等記載事項変更届の受理に係る事務 | (免許課受付分) ・受付、申請書記載案内、申請書受理、申請書照合、登録、登録内容点検、免許証返戻、関係書面編綴 (警察署受付分) ・申請書受領点検、関係書面編綴 | 法94-1 則20 |
| 免許証の再交付申請書の受理に係る事務 | (免許課受付分) ・受付、申請書記載案内、申請書受理、処理簿記載、申請書照合、登録、写真撮影、免許証作成、免許証裏書、免許証交付、関係書類編綴 (警察署受付分) ・申請書受領点検、処理簿記載、免許証作成、免許証裏書、警察署へ免許証送付、関係書面編綴 | 法94-2 則21 |

| | | |
|--------------------------------------|--|---|
| 特定免許情報の記録等の受理に係る事務 | ○受付、申請書記載案内、申請書受理、処理簿記載、申請書照合、登録、写真撮影、特定免許情報の記録 ○カードAPの搭載、ワンストップサービス利用申請受付、署名用電子証明書の提出受付 | 法95の2、95の5 則21の12、21の13、21の4 |
| 免許証等更新申請書等の受理に係る事務 | (免許課受付分) ・受付、申請書記載案内、申請書等受理、適性検査の補助、登録、写真撮影、免許証作成、免許証交付、特定免許情報の記録、登録内容点検、関係書面編綴 (警察署受付分) ・申請書受領点検、免許証作成、警察署へ免許証送付、関係書面編綴 | 法95の2、95の3、95の4、95の5、101の1-1、101の2-1、101の2の2-1、104の4-1 令37の5、39の2の2、29の2、29の2の2、30の9 |
| 免許の取消し申請の受理に係る事務 | (免許課受付分) ・受付、申請書記載案内、申請書受理、申請書照合、不適格照会、返納届受理、登録、特定免許情報の記録、関係書面編綴、通知書交付 (警察署受付分) ・申請書受領点検、登録、関係書面編綴 | 法95の2、104の4 則30の9 |
| 運転経歴証明書等交付・再交付 ・記載事項変更申請書の受理に係る事務 | (免許課受付分) ・受付、申請書記載案内、申請書受理、申請書照合、登録、写真撮影、経歴証明書作成、経歴証明書交付、特定免許情報の記録、関係書面編綴 (警察署受付分) ・申請書受領点検、登録、経歴証明書作成、警察署へ経歴証明書送付、関係書面編綴 | 法95-2、104の4-5、105-2 令39の2の4 則30の10、30の12、則30の13 |
| 免許証・運転経歴証明書等の返納の受付に係る事務 | (免許課受付分) ・受付、申請書記載案内、返納届受理、特定免許情報等の抹消、免許証等の廃棄、関係書面編綴 (警察署受付分) ・返納届受領点検、免許証等の廃棄、関係書面編綴 | 法95の2、101の4-2、106-3、107-1 則30の14 |
| 免許証等の保有形態の変更の受付に係る事務 | (免許課受付分) ・受付、申請書記載案内、申請書受理、登録、写真撮影、免許証作成、免許証交付、特定免許情報の記録・抹消、登録内容点検、関係書面編綴 (警察署受付分) ・申請書受領点検、免許証作成、警察署へ免許証送付、関係書面編綴 | 法95の2、 |
| 国外運転免許証 | (免許課受付分) | 法107の7-2、107の |

| | | |
|--------------|---|--------------------|
| の受理及び交付に係る事務 | <ul style="list-style-type: none"> ・受付、申請書記載案内、申請書受理、申請書（登録票）点検、受理簿記載、免許照会、免許証作成、免許証交付、免許証返納受理、免許証の廃棄、関係書面編綴 （警察署受付分） ・申請書受領、処理簿記載、免許照会、免許証作成、免許証の送付 ・免許証の廃棄、関係書面編綴 | 7-3 則37の9、37の10 |
|--------------|---|--------------------|

2 電算業務

| 委託業務の種別 | 事務の内容 | 根拠規定等 |
|--------------------------------------|--|---|
| 国家公安委員会への報告のための免許関係情報電子計算組織への入力に係る事務 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 免許に関するデータの登録 仮免許登録、新規免許登録、併記免許登録、免許証等更新登録、免許変更・修正登録、免許証再交付登録、免許無条件登録、免許抹消登録 (2) 不適格事由に関するデータの登録 違反登録、事故登録、事案登録、取消等該当関連情報登録、不適格事由抹消登録（手配解除登録）、不適格事由追記登録、初心運転者講習済登録、再試験受験済（合格・不合格）登録、取消処分者講習済登録、違反者講習済登録、若年運転者講習済登録、処分登録（違反外登録） (3) 認知機能検査に関するデータの登録 認知機能検査関連登録 (4) 高齢者講習受講に関するデータの登録 高齢者講習関連登録 (5) 運転技能検査に関するデータの登録 運転技能検査受検済登録 (6) 運転経歴証明書に関するデータの登録 運転経歴証明書登録（交付・再交付・修正・抹消登録） <p>◆詳細は別紙「電算業務の登録種類別の内容」のとおり</p> | 法101の4-2、101の4-3、101の7-3、106、108の2-1 令43の2 則31、31の2、31の2の2、31の3 |

第4 警察署及び広域交番における事務処理

1 受付業務

| 委託業務の種別 | 事務の内容 | 根拠規定等 |
|--------------------------|---|--------------------------------------|
| 免許申請の受理及び免許証等の交付、記載に係る事務 | <ul style="list-style-type: none"> ○受付、申請書記載案内、申請書受理、受理簿記載、申請書照合、写真撮影、特定免許情報の記録、免許証交付日指定、申請書等の送付 ○免許証受領、免許証交付 | 法89、92-1、92-2 93-2、95の2 則17、19 |
| 免許証等記載事務 | ○受付、申請書記載案内、申請書受理、受理簿記載、申請書照合、 | 法94-1 |

| | | |
|--------------------------------|--|---|
| 項変更届の受理に係る事務 | 免許証変更事項記入、登録、登録内容点検 ○免許証返戻、免許課へ申請書等の送付、点検 | 則20 |
| 免許証再交付申請書の受理に係る事務 | ○受付、申請書記載案内、申請書受理、受理簿記載、申請書照合、登録、申請書等送付 ○免許証受領、免許証照合、免許証交付 | 法94-2、95の2 則21 |
| 免許証更新申請書等の受理に係る事務 | ○受付、申請書記載案内、申請書等受理、受理簿記載、申請書照合、適性検査の補助、登録、特定免許情報の記録、写真撮影、免許証裏書、免許証交付日指定、申請書送付 ○免許証等受領、免許証等照合、免許証等交付編綴 | 法95の2、101-1、101の2-1 101の2の2-1 104の4-1 令37の5、39の2の2 則29、29の2、29の2の2、30の9 |
| 特定免許情報の記録等の受理に係る事務 | ○受付、申請書記載案内、申請書受理、処理簿記載、申請書照合、登録、写真撮影、特定免許情報の記録 ○カードAPの搭載、ワンストップサービス利用申請受付、署名用電子証明書の提出受付 | 法95の2、95の5 則21の12、21の13、21の4 |
| 免許の取消し申請の受理に係る事務 | ○受付、申請書記載案内、申請書受理、受理簿記載、申請書照合、登録、特定免許情報の記録、通知書交付、申請書等の送付 | 法95-2、104の4 則30の9 |
| 運転経歴証明書等交付・再交付・記載事項申請書の受理に係る事務 | ○受付、申請書記載案内、申請書受理、受理簿記載、申請書照合、登録、特定免許情報の記録、写真撮影、申請書等送付 ○経歴申請書受領点検、経歴証明書交付 ○交付方法別 直接交付、郵送交付 | 法95の2、104の4-5、104の4-6、105-2 令39の2の4 則30の12、則30の13 |
| 免許証等の保有形態の変更の受付に係る事務 | ○受付、申請書記載案内、申請書受理、登録、写真撮影、特定免許情報の記録・抹消、申請書等送付 ○交付方法別 直接交付、郵送交付 | 法95の2 |
| 免許証・運転経歴証明書等の返納の受付に係る事務 | ○受付、申請書記載案内、返納届受理、受理簿記載、申請書照合、特定免許情報の抹消、免許証及び返納届送付 | 法95の2、106-3 107-1 則30の14 |
| 国外運転免許証申請受理及び交付に係る事務 | ○受付、申請書記載案内、申請書受理、受理簿記載、免許証交付日指定、申請書送付、 ○免許証受領照合、免許証交付、免許証返納受理、返納免許証送付 | 法107の7-2、107の7-3 則37の9、37の10 |

2 電算業務

| 委託業務の種別 | 事務の内容 | 根拠規定等 |
|--------------------------------------|---|---------------|
| 国家公安委員会への報告のための免許関係情報電子計算組織への入力に係る事務 | (1) 免許に関するデータの登録 新規免許登録、免許証等更新登録、免許変更・修正登録、免許証再交付登録、免許抹消登録 | 法106 則31の3 |
| | (2) 不適格事由に関するデータの登録 処分登録（違反外登録） (3) 運転経歴証明書に関するデータの登録 運転経歴証明書登録（交付・再交付・修正） | |
| ◆詳細は別紙「電算業務の登録種類別の内容」のとおり | | |

第5 取扱状況報告

受託者は、毎月の取扱状況を「運転免許窓口業務等委託取扱状況報告書」（別記様式）により翌月20日までに（3月分は3月31日までに）、公安委員会に報告するものとする。

第6 管理責任者の業務

管理責任者は委託者との連絡調整、指揮監督者からの指示事項の管理、委託職員の勤務管理および個別指導・監督にあたるとともに、会議、現場確認等により、業務の適正な遂行に努めなければならない。

1 全体会議

- (1) 運転免許センターにおける開催
対 象：運転免許センター委託職員
開催回数：毎月1回
- (2) 西部運転免許センターにおける開催
対 象：西部運転免許センター委託職員
開催回数：2か月に1回

2 現場確認・指導

- (1) 運転免許センターの委託職員に対する指導等
指導回数：毎月
- (2) 西部運転免許センターの委託職員に対する指導等
指導回数：2か月に1回
- (3) 警察署・広域交番の委託職員に対する指導等
対 象：各警察署・各広域交番
指導回数：年2回

第7 紛議の処理

受託者は、委託業務の履行の過程において紛議に発展するおそれが生じたとき、又は紛議が生じたときは、運転免許センターの場合は運転免許課長、警察署又は広域交番の場合は運転免許課長及び管轄警察署長に報告し、協議のうえ適切な措置を講ずるものとする。

電算業務の登録種類別の内容

1 免許に関するデータの登録

| 種 | 類 | 登 録 内 容 | |
|------------|----------------------------------|---------------------------------------|---|
| ア | 入所者登録 | 免許を受けようとする者の免許に関するデータの一部について行う登録 | |
| イ | 新規免許登録 | | |
| | (ア) 新規登録 | | 新たに運転免許試験（以下「試験」という。）に合格した者について行う登録 |
| | (イ) 新規無条件登録 | | 新規登録ができなかった者について、所定の確認をした後、行う登録 |
| | (ウ) 特別新規登録 | | 法第97条の2第1項第3号又は5号の規定による試験の一部免除の適用を受けて試験に合格した者について行う登録 |
| | (エ) 特別新規無条件登録 | | 特別新規登録ができなかった者について所定の処理をした後、行う登録 |
| (オ) 結合新規登録 | 新規登録ができなかった者について、所要のデータを結合して行う登録 | | |
| ウ | 併記免許登録 | | |
| | (ア) 併記登録 | | 現に受けている免許と異なる種類の免許の試験に合格した者について行う登録 |
| | (イ) 併記無条件登録 | 併記登録ができなかった者について、所定の処理をした後、行う登録 | |
| エ | 免許証等更新登録 | | |
| | (ア) 更新登録 | | 法第101条第6項の規定により免許証等を更新する場合に行う登録 |
| | (イ) 特例更新登録 | | 法第101条の2第4項の規定により免許証等を更新する場合に行う登録 |
| | (ウ) 一部更新 | 免許の更新時に2つ以上の種類の免許のうちの一部のみを更新する場合に行う登録 | |

| | | |
|--------------|------------------|-----------------------------------|
| オ 免許変更・修正登録 | (ア) 免許の条件等変更登録 | 新たに免許に条件を付し、若しくは変更し、又は解除する場合に行う登録 |
| | (イ) 免許証等記載事項変更登録 | 免許証等の記載事項を変更した場合に行う登録 |
| | (ウ) 免許修正登録 | 免許データを修正する場合に行う登録 |
| カ 免許証再交付登録 | | 免許証を再交付する場合に行う登録 |
| キ 特定免許情報登録 | | 特定免許情報の記録に関する登録 |
| ク 保有形態変更関係登録 | | 保有形態を変更した場合に行う登録 |
| ケ 免許無条件登録 | | 免許に関するデータを整理するために行う登録 |
| コ 免許抹消登録 | | 免許データを抹消する必要がある場合に行う登録 |

2 不適格事由に関するデータの登録

| 種 類 | 登 録 内 容 |
|--------|--|
| ア 違反登録 | (ア) 違反登録 違反行為（自動車等の運転に関し、法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為又は法施行令別表第2の2の表の上欄に掲げる行為をいう。）で、事故登録を行うもの以外のもの（以下「違反登録行為」という。）について行う登録 |
| | (イ) 違反無条件登録 違反登録ができなかった者について、所定の確認をした後、行う登録 |
| イ 事故登録 | (ア) 事故登録 交通事故を伴った違反行為（以下「違反交通事故」という。）について行う登録 |

| | | |
|---------------|-------------|---|
| | (イ) 事故無条件登録 | 事故登録ができなかった者について、所定の確認をした後、行う登録 |
| ウ 事案登録 | (ア) 事案登録 | 重大違反唆し等又は道路外致死傷（以下「事案」という。）をした者について行う登録 |
| | (イ) 事案無条件登録 | 事案登録ができなかった者について、所定の確認をした後、行う登録 |
| エ 取消等該当関連情報登録 | | 試験合格時等における確認の資料とするために行う登録 |
| オ 不適格事由抹消登録 | | 不適格データを抹消する必要がある場合に行う登録 |
| カ 不適格事由追記登録 | | 不適格事由に係るデータを追記するために行う登録 |
| キ 初心運転者講習済登録 | | 初心運転者講習を受講した場合に行う登録 |
| ク 再試験受験済登録 | | 法100条の2第1項に規定する再試験の結果について行う登録 |
| ケ 取消処分者講習済登録 | | 法第108条の2第1項第2号に規定する講習を受講した場合に行う登録 |
| コ 違反者講習済登録 | | 法第108の2第1項第13号に規定する講習を受講した場合に行う登録 |
| サ 若年運転者講習済登録 | | 法第108条の2第1項第14号に規定する講習を受講した場合に行う登録 |
| シ 処分登録 | (7) 違反外処分登録 | 違反登録行為又は違反外交通事故以外を理由とする免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転禁止の処分を受けた者について行う登録 |

3 認知機能検査に関するデータの登録

| 種 類 | 登 録 内 容 |
|----------------|---|
| 認知機能検査関連 登録 | 法第97条の2第1項第3項イに規定する認知機能検査又は法第108条の32の3第1項の認定を受けた同項の運転免許取得者等検査を受検した場合に行う登録 |

4 高齢者講習に関するデータの登録

| 種 類 | 登 録 内 容 |
|-----------------|--|
| 高齢者講習受講関連 登録 | 法第108条の2第1項第12号、同条第2項に規定する講習又は法第108条の32の2第1項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の過程を受けた場合に行う登録 |

5 運転技能検査に関するデータの登録

| 種 類 | 登 録 内 容 |
|-----------------|--|
| 運転技能検査受検済 登録 | 法第97条第1項第3号イに規定する運転技能検査又は法第108条の32の3第1項の認定を受けた同項の運転免許取得者等検査を受検し、その結果が70点以上の場合に行う登録 |

6 運転経歴証明書に関するデータの登録

| 種 類 | 登 録 内 容 |
|-----------------|--|
| 運転経歴証明書関連 登録 | 法第104条の4第6項、法第105条第2項の規定により運転経歴証明書を交付した場合に行う登録。運転経歴証明書に関する再交付、記載事項変更、抹消する場合に行う登録 |

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 丙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。また特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を含む。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 丙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取得の制限）

第3 丙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第4 丙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第5 丙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理、個人情報を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）の管理、作業従事者の監督・教育その他の必要な措置を講じなければならない。

（責任体制の整備）

第6 丙は、第5の個人情報の管理に当たっては、作業責任者及び作業従事者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第7 丙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

2 丙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 丙は、甲及び乙に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（再委託）

第8 丙は、甲及び乙が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らが行き、第三者（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 丙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、業務の着手前に、次の各号に掲げる項目を記載した書面により再委託する旨を甲及び乙に申請し、その承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方の名称

- (2) 再委託が必要な理由
- (3) 再委託を行う業務の内容
- (4) 再委託の相手方において取り扱う個人情報
- (5) 再委託の相手方に求める個人情報の安全管理措置の内容
- (6) 再委託の相手方の監督方法

3 再委託を行う場合、丙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるものとする。

4 丙は、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理・監督をするとともに、甲及び乙の求めに応じて、管理・監督の状況を委託者に対して適宜報告しなければならない。

(業務従事者への周知)

第9 丙は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第10 丙は、この契約による業務を処理するため甲及び乙から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲及び乙の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(返還、消去及び廃棄)

第11 丙はこの契約による業務を処理するために、甲及び乙から提供を受けた個人情報又は丙自らが取得した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後又は契約を解除されたときは、甲及び乙の指定した方法により直ちに甲及び乙に返還、消去又は廃棄するものとする。

(定期報告及び緊急時報告)

第12 丙は、甲及び乙から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(監査等)

第13 甲及び乙は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、丙及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。丙及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、監査等に協力しなければならない。

2 甲及び乙は、前項の目的を達するため、丙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

3 第1項及び第2項の規定は、再々委託の場合についても同様とする。

(漏えい等事案が発生した場合の対応)

第14 丙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先等の相手方により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲及び乙に対して、当該事故に関わる個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲及び乙の指示に従わなければならない。

2 丙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲及び乙その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時の体制及び連絡手順を定めなければならない。

3 甲及び乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必

要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第 15 甲及び乙は、丙が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 丙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲及び乙に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 16 丙の故意又は過失を問わず、丙が本特記事項の内容及び法令に違反し、又は怠ったことにより、甲及び乙に対する損害を発生させた場合は、丙は、甲及び乙に対して、その損害を賠償しなければならない。

別紙3 (10関係)

令和 年 月 日

島根県公安委員会 殿

所在地
名称
代表者氏名

管理責任者承認申請書

下記の者について、管理責任者として承認されるよう申請します。

記

| 役職等 | 氏名 | 生年月日 | 住所 | 備考 |
|-----|----|------|----|----|
| | | | | |

島根県公安委員会 殿

所在地
名称
代表者氏名

運転免許窓口等業務委託取扱状況報告書

月中における委託事務の取扱状況について、次のとおり報告します。

| 区 分 | 運転免許 申請 取扱状況 | 記載事項 変更届 取扱件数 | 保有形態 の変更 取扱件数 | 再交付 申請 取扱件数 | 更新申請 取扱件数 | 免許の 取消し申請 取扱件数 | 運転経歴証明書等交付・ 再交付申請・記載事項 変更取扱件数 | 運転免許 証等返納届 取扱件数 | 国外運転 免許申請 取扱件数 | 署優良 講習 実施回数 |
|-------------|--------------------|---------------------|---------------------|-------------------|--------------|----------------------|-------------------------------------|-----------------------|----------------------|-------------------|
| | | | | | | | | | | |
| 島根県運転免許センター | | | | | | | | | | |
| 西部運転免許センター | | | | | | | | | | |
| 小 計 | | | | | | | | | | |
| 松江警察署 | | | | | | | | | | |
| 安来警察署 | | | | | | | | | | |
| 雲南警察署 | | | | | | | | | | |
| 三成広域交番 | 更新同時処理 | | | | | | | | | |
| | 通常処理 | | | | | | | | | |
| 掛合広域交番 | 更新同時処理 | | | | | | | | | |
| | 通常処理 | | | | | | | | | |
| 出雲警察署 | | | | | | | | | | |
| 平田広域交番 | | | | | | | | | | |
| 大社広域交番 | | | | | | | | | | |
| 大田警察署 | | | | | | | | | | |
| 温泉津広域交番 | 更新同時処理 | | | | | | | | | |
| | 通常処理 | | | | | | | | | |
| 川本警察署 | | | | | | | | | | |
| 江津警察署 | | | | | | | | | | |
| 益田警察署 | | | | | | | | | | |
| 津和野警察署 | | | | | | | | | | |
| 隠岐の島警察署 | | | | | | | | | | |
| 浦郷警察署 | | | | | | | | | | |
| 小 計 | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | | |

| | |
|---------------|--|
| 入所者登録件数 | |
| 違反・事故登録件数 | |
| 認知機能検査結果登録件数 | |
| 高齢者講習受講結果登録件数 | |
| 運転技能検査結果登録 | |